

陸上貨物運送業における 労働災害防止対策説明会



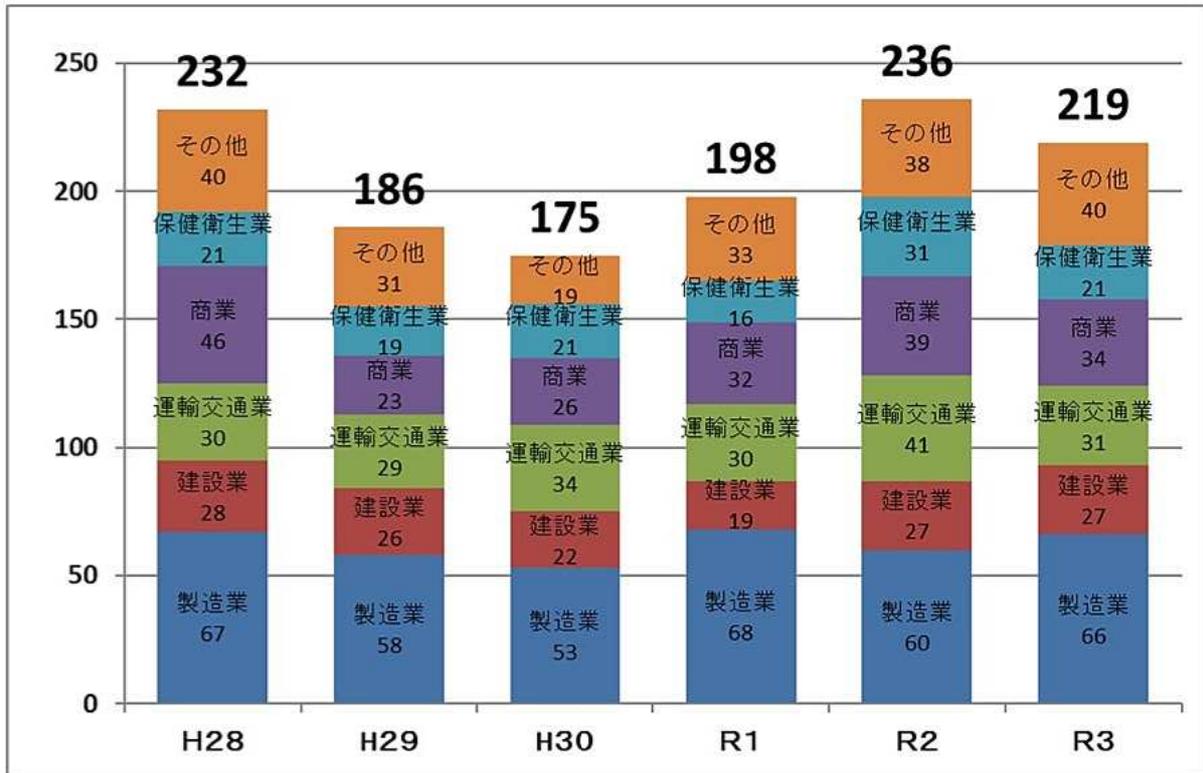
令和4年7月20日
八女労働基準監督署
監督・安衛課 弥吉 栄輝

本日の説明内容

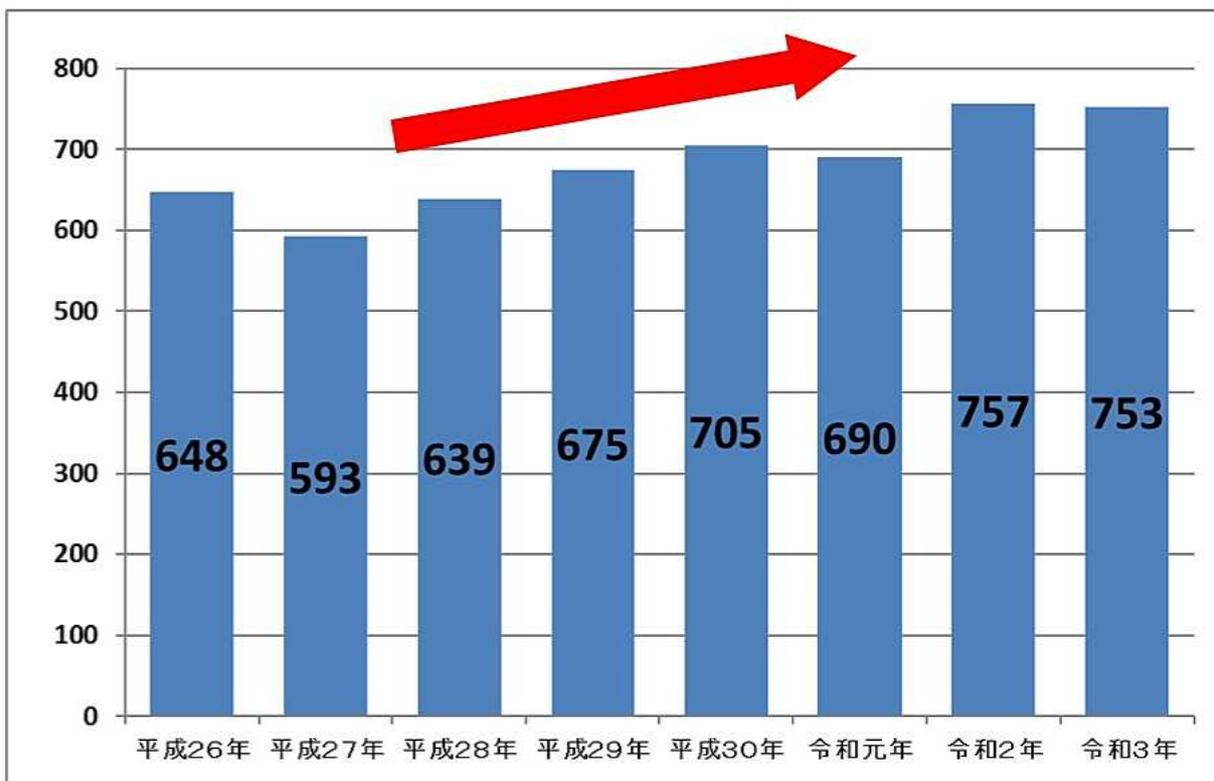
- 1 労働災害発生状況
- 2 荷役作業時の死亡災害例および労働災害防止対策
- 3 荷役作業の安全対策ガイドライン
- 4 安全衛生活動
- 5 熱中症対策

1 労働災害発生状況

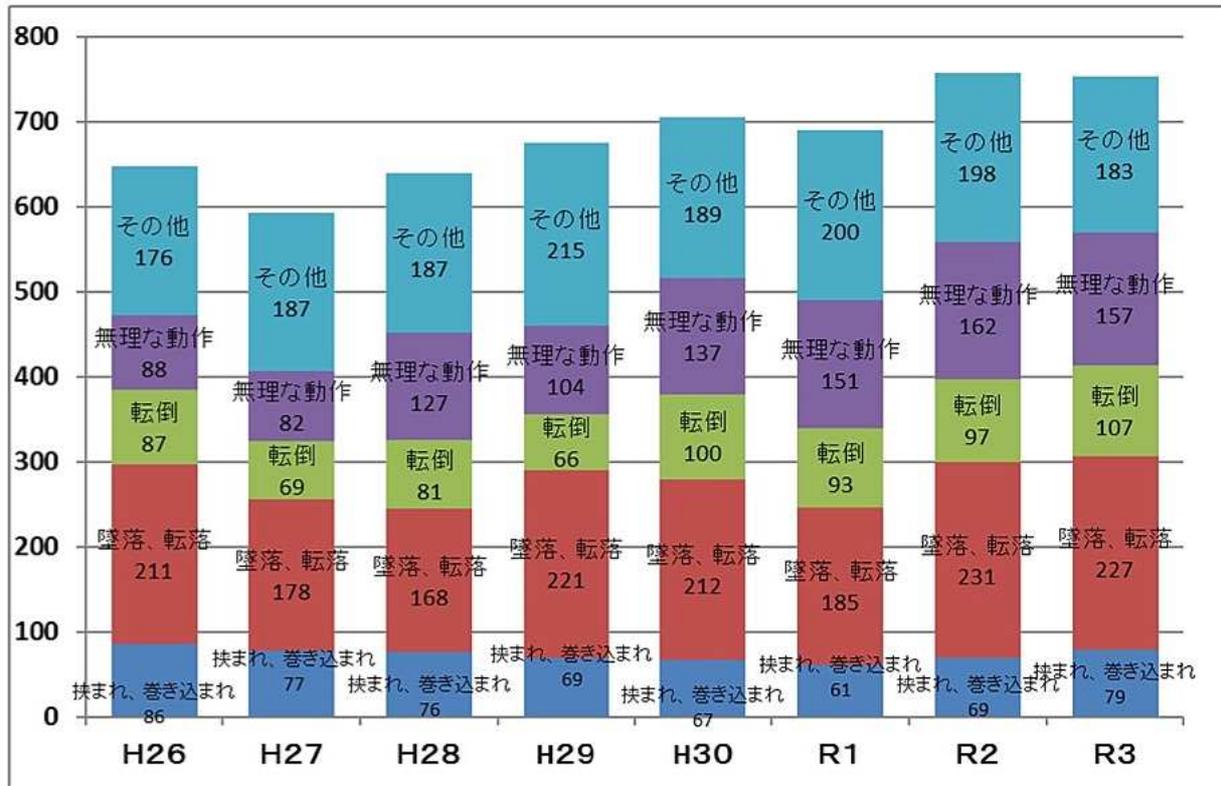
業種別・年別労働災害発生状況（八女署管内）



福岡労働局管内の労働災害発生状況（年別） 陸上貨物運送業

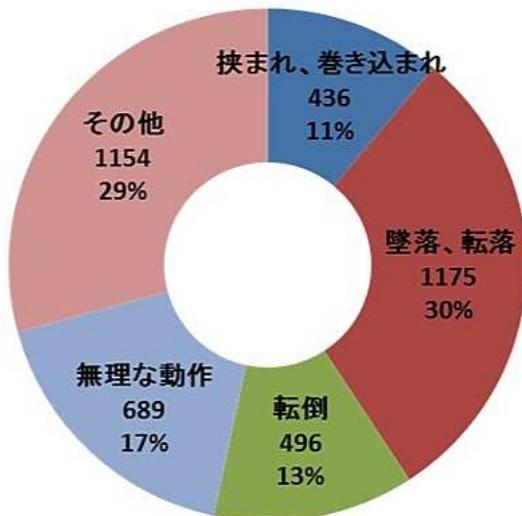


福岡労働局管内の労働災害発生状況（事故の型別） 陸上貨物運送業

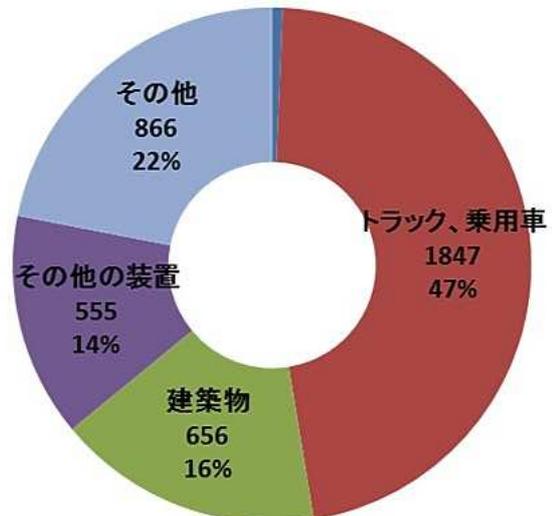


福岡労働局管内の労働災害発生状況 陸上貨物運送業

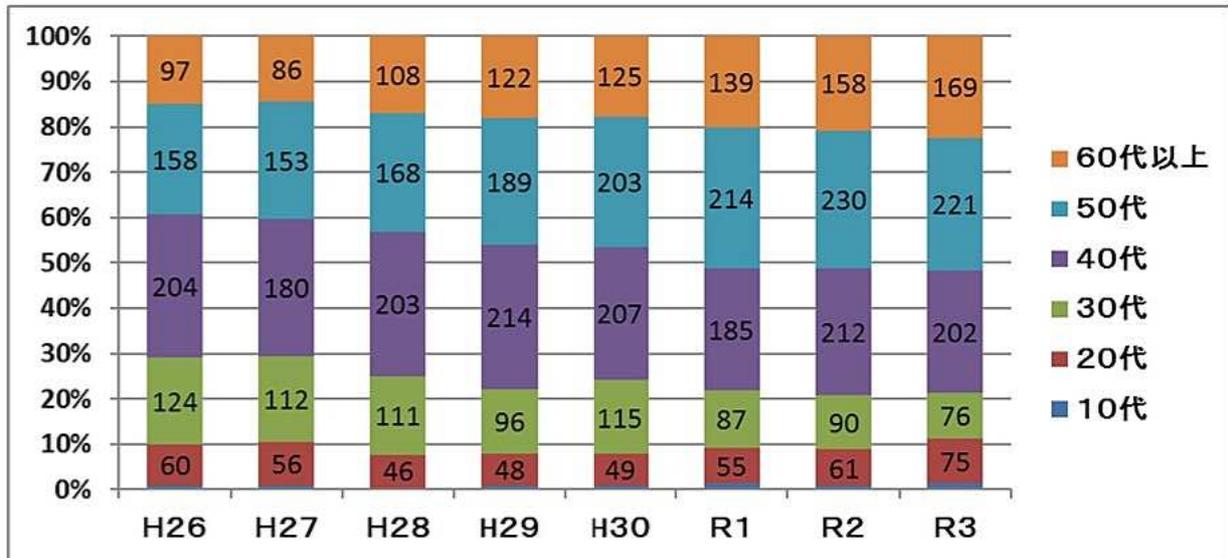
事故の型別



起因物別

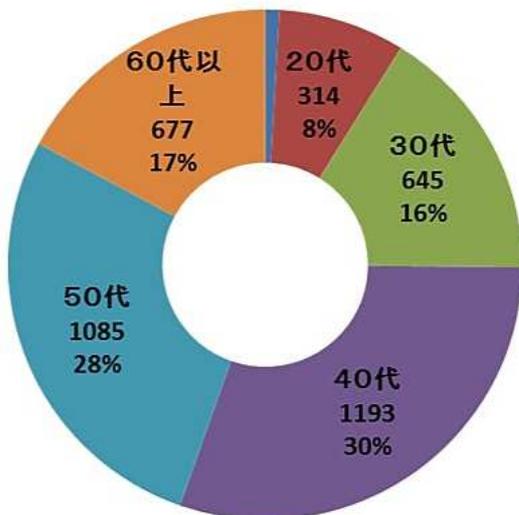


福岡労働局管内の労働災害発生状況（年齢別） 陸上貨物運送業



福岡労働局管内の労働災害発生状況 陸上貨物運送業

年齢別



経験年数別



2 荷役作業時の死亡災害例および労働災害防止対策

荷役作業時の死亡災害

① 墜落・転落	21.1%
② 荷崩れ	19.3%
③ フォークリフト使用時	17.5%
④ 無人暴走	15.8%
⑤ 後退時	5.3%

① 墜落・転落

■トラック・荷台等からの墜落・転落による死亡災害

陸上貨物運送事業における労働災害の中で最も多かったのが「トラック・荷台等からの墜落・転落」です。このパターンの災害事例を分析すると、67%が「**保護帽未着用**」でした。そのうちの多くが「**高さ**が**2 m未満**」の地点からの転落であり、もし保護帽を着用していれば死亡災害に至らなかった可能性があります。

足を滑らせてリアバンパーから転落



テールゲートリフターから転落



対策



- ・「墜落時保護用」を使用すること
- ・傾けずに被ること
- ・あご紐をしっかりと、確実に締めること
- ・破損したものは使わないこと
- ・耐用年数を守ること。（FRP製では5年）

- ・作業手順書を作成しましょう
- ・複数の作業員で荷役作業を行う場合、作業指揮者を配置しましょう
- ・荷台上で作業員が移動する場合、作業指揮者は地面レベルから全般を見渡し、確認および指示ができる状況にしておきましょう
- ・トラック運転席やアルミバンの屋根上など高所で作業を行う場合は、安全帯を着用するか、足場を組み作業床を設けましょう
- ・耐滑性のある安全靴等を使用しましょう



飛来・落下物用

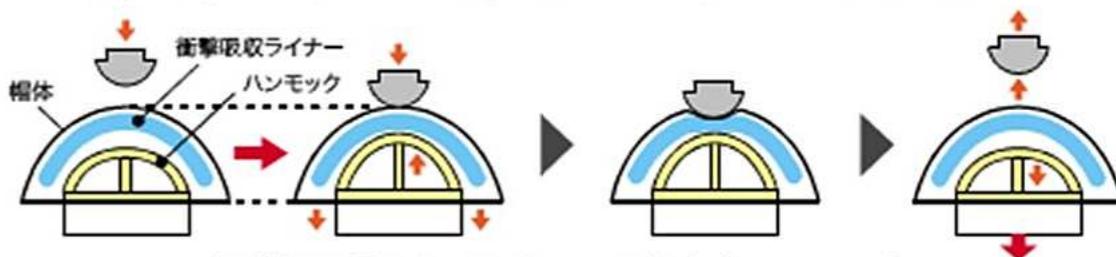


墜落時保護用

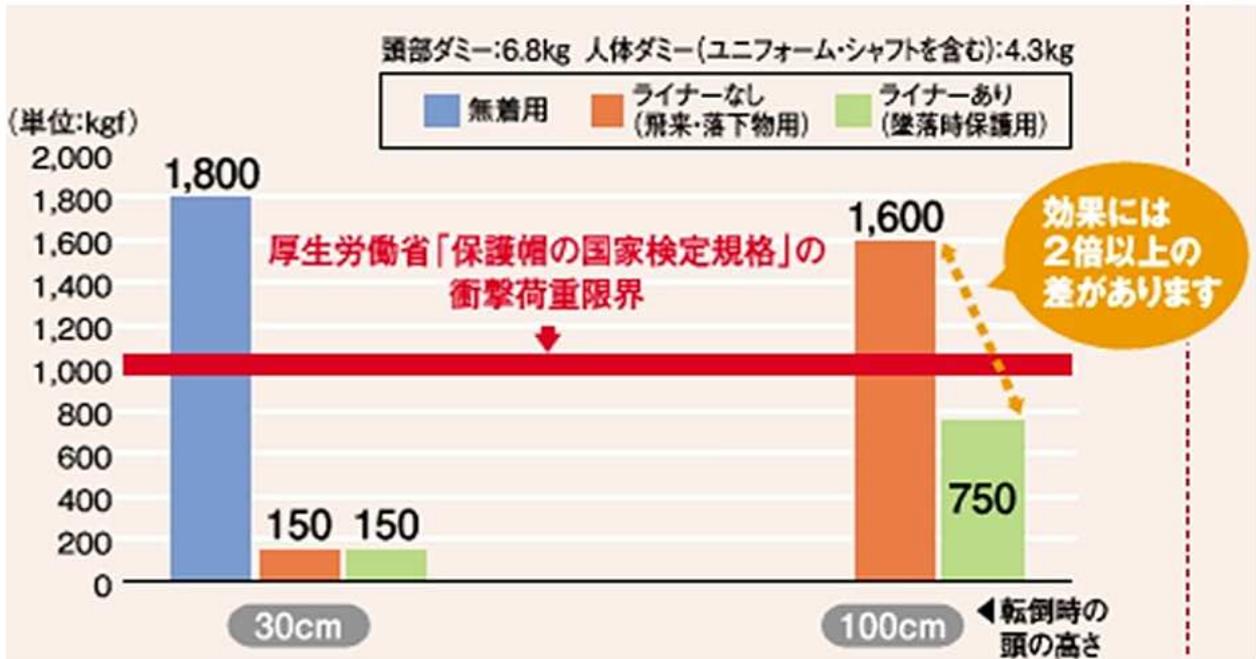


衝撃吸収のメカニズム <墜落時保護用の場合>

- 1 ハンモックが伸びて衝撃を吸収します。
- 2 帽体がひずんで衝撃を受け止めます。
- 3 衝撃を受け止めた後、元の形に戻ろうとします。



保護帽は柔らかさによって頭部を守っています！



ステップ



荷台へ昇降しやすい設備
(リヤステップ)



荷台へ昇降しやすい設備
(サイドステップ)



あおり内側回転式ステップ



リヤ階段ステップ

グリップ



リアフレーム部グリップ



リアドア面グリップ



- ◎ **ステップ**を用意（設ける）することで無理な昇降になりません。
- ◎ **グリップ**を持つことで、足を滑らせたり、踏み外したり場合でも、転落事故を防ぐことができます。

**ステップとグリップの合わせ技でがっちり
3点支持し、墜落・転落災害を防ぎましょう**

※ステップやグリップ等を装備する際は、道路運送車両法の保安基準に適合しているか十分確認して下さい。

② 荷崩れ

■ トラック・荷台等での荷崩れによる死亡災害

「積みおろし時における被災」がこれら事例の半数以上を占めており、荷物の固定・固縛が不適切だった例が多く見られました。通常、積みおろし担当者は積付け時の状況が分からないため、積みおろし時の危険を的確に把握できず、その結果災害に至ってしまうケースがあります。

固定ベルトを外した途端に多くの角材が落下



ドラム缶とともに転落、被災者に直撃

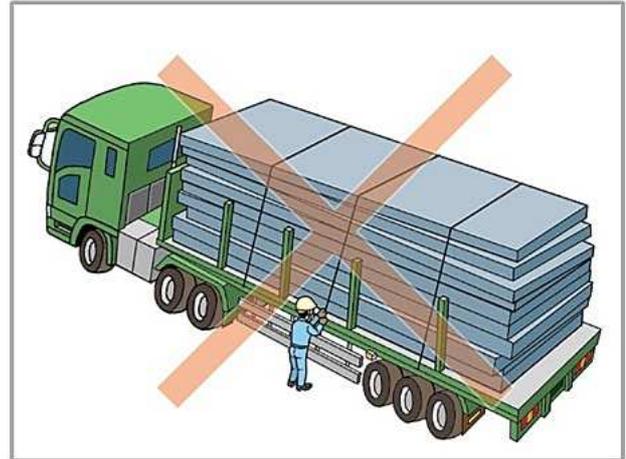
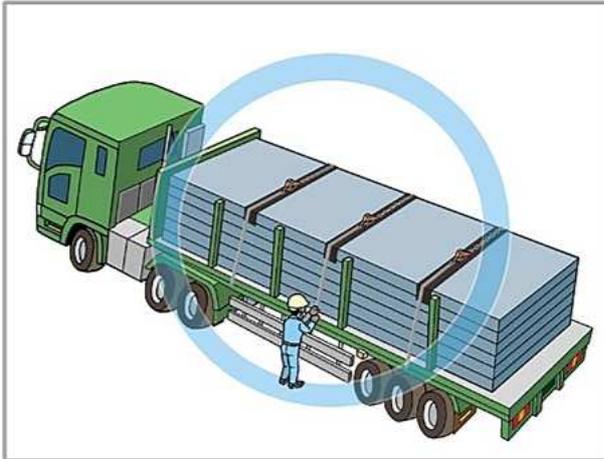


被災者は積載型トラッククレーンの荷台に積載されていた丸太を地面に積み下ろすため、荷台の丸太を縛っていたロープを荷締め機で緩めた際に荷台の支柱（荷台からの高さ370 cm）より高く積載されていた丸太（直径約35 cm、長さ約380 cm、重量約365 kg（推定））が被災者の上半身に落下した

**令和3年8月発生
(死亡災害)**



対策



荷崩れが起きやすいような形で積付けが行われると、積みおろしの際に非常に危険です。積みおろし担当者が安全な積みおろしができることを前提に、積付け時の積みおろし配慮を行いましょう。
また、荷崩れを防ぐために、適切な固定・固縛を行うなど、適正な方法で荷を固定させることが非常に重要です。

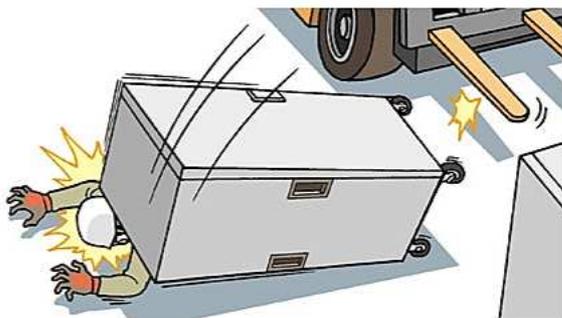


③ フォークリフト使用時

■ フォークリフト使用時における死亡災害

フォークリフトのオペレーター（運転手）による不適切な運転操作や、フォークリフトで持ち上げていた荷物の荷崩れ、またフォークリフトと別の作業員との接触など、オペレーターならびに周辺にいた他の作業員が本来禁止されている行動を取ったことによる事例が多くありました。

フォークリフトアップ（上昇）時の安全不確認により被災者がコールドロールボックスパレットの下敷き



歩行者立入禁止エリアにいた被災者がフォークリフトと接触



対策



フォークリフトは、技能講習を修了した者等が運転できます。

最大荷重 1トン未満：特別教育
最大荷重 1トン以上：技能講習

保護帽に有資格者であることが分かるようにシールを貼りましょう。

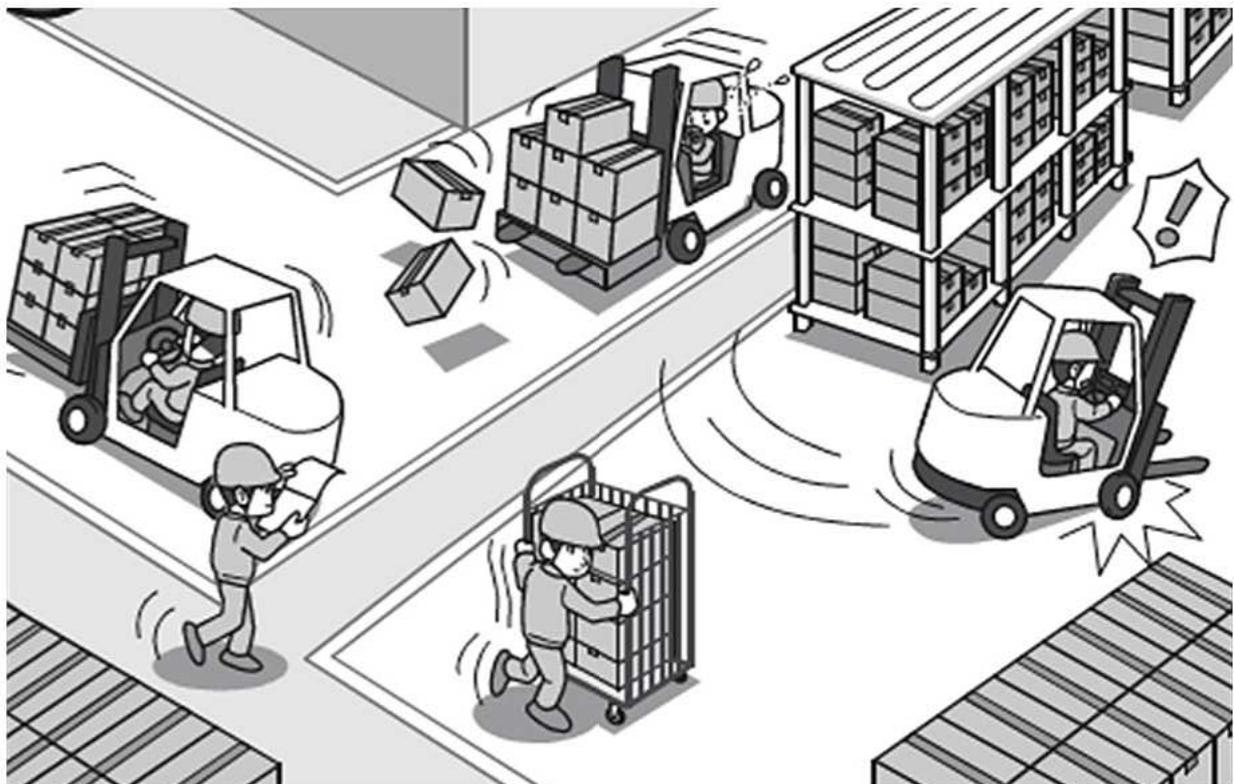
オペレーターの注意事項

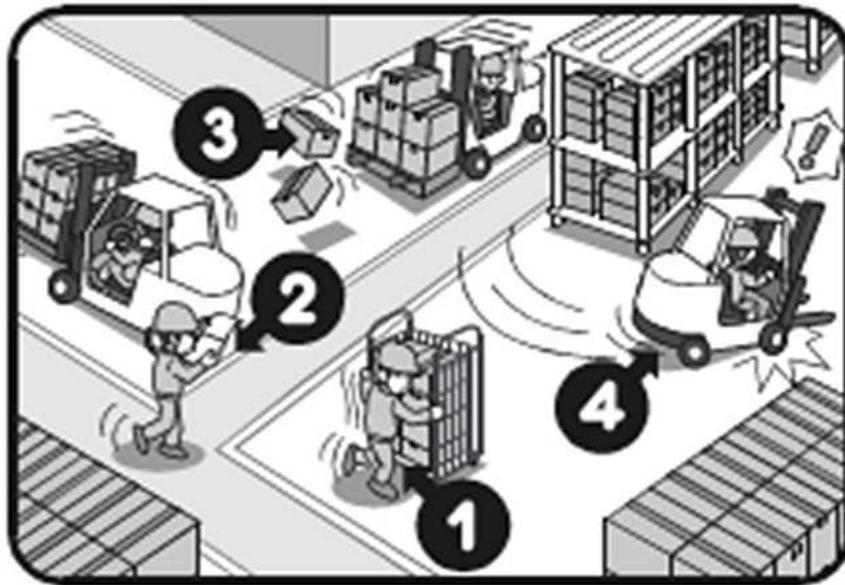
- 周囲の安全を確かめながら運転操作を行いましょう。特に、フォークに荷がある時には急な上昇・下降、旋回などは行わないようにしましょう
- フォークリフトの用途外使用をしないようにしましょう
- フォークリフトの操作に慣れていない場合は、一定期間は指導者の指導の下で作業を行うようにしましょう

周囲の作業者の注意事項

- 自分の周囲に注意を払いながら作業を行うようにしましょう
- 接触事故を防ぐために、歩行者立入禁止エリア（フォークリフト走行エリア）に立ち入らないようにしましょう

どこが危険か考えて下さい。





- ①** 立入禁止エリアには入らない。
- ②** フォークリフトの後ろは通らない。
- ③** 荷物の積みすぎに注意する。
- ④** 急旋回をしない。



④ 無人暴走

■トラックの無人暴走による死亡災害

トラックが動き出す可能性がある状態（パーキングブレーキを使用しなかった、緩かったなど）で降車したことが大半でした。その一方で、ギアロックやパーキングブレーキ、輪止め、タイヤチェーンの装着など適切な措置を行っていても、降雪した坂道で逸走した例もありました。

坂道で動き出した無人トラックを止めようとして轢かれる

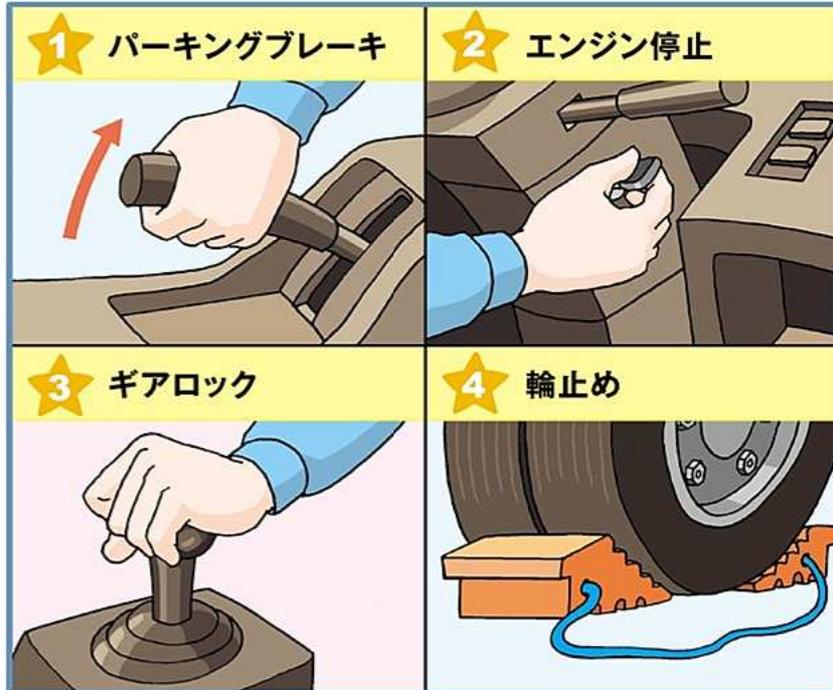


積雪路面で無人トラックが動き出し住宅ガレージの支柱に挟まれる



対策

降車時には必ず逸走防止措置（「パーキングブレーキ→エンジン停止→ギアロック→輪止め」の4点セット）を実施しましょう



⑤ 後退時

■トラック後退時における死亡災害

トラック後退時での労働災害の多くが、トラックの後方にいた被災者がトラックの後退に気付かなかったために発生していました。気付かなかった理由としては、近隣からの苦情により後退警告音（ブザー）の音量を下げていた、本来は後退禁止だった、バックモニターを使用していなかった——等が挙げられます。

トラックの後退誘導時に
トラックと電柱に挟まれる

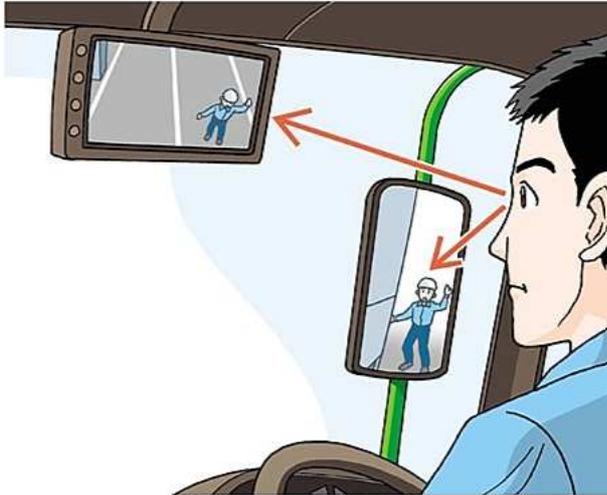


トラックの荷役作業指示中に
後退してきた別のトラックに接触



対策

後退誘導のルールを定めるとともに、トラックを後退させるのは後方の状況確認ができる場合のみに限定しましょう



- トラック後退時の事故の多くが、後方の確認が不十分だったために発生しています。様々な安全対策を行い、後方の確認を十分行った上で後退させるようにしましょう。
- 後退誘導担当者を配置しましょう。また、運転手は誘導担当者が目視できる状態で後退を行い、声や笛などの音声のみで後退の可否を判断しないようにしましょう

車両後退時の「オーライ」等の掛け声が運転席に伝わりやすいシステム



後方の状況を確認しながら作業者が発声する



左右 2 か所の集音マイクが掛け声をひろう



運転席のドライバーに確実に聞こえる

3 荷役作業の安全対策ガイドライン

労働災害は長期的には減少傾向にありますが、陸上貨物運送事業については、過去20年間、減少傾向が見られません。特に、荷役作業での労働災害は、毎年1万件近く発生しており、労働災害全体の1割に達しようとしています。しかも、**荷役作業での労働災害の3分の2は荷主先で発生し**、そのうちの**8割は貨物自動車の運転者が被災**しています。

そこで厚生労働省では、貨物自動車の運転者などが行う荷役作業における労働災害の防止を目的として、「**陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン**」を策定しました。

このガイドラインは、陸運業に従事する労働者の荷役作業での労働災害を防止するために、陸運事業者、荷主、配送先、元請事業者などが取り組むべき事項を具体的に示したものです。

安全管理体制の確立等

○荷役作業の担当者の指名

安全管理者、安全衛生推進者等から荷役災害防止の担当者を指名して、荷役作業の安全対策や荷主等との連絡調整等を行ってください。

○安全衛生方針の表明等

荷役作業の労働災害防止に組織的かつ継続的に取り組むため、「荷役作業における労働災害防止を盛り込んだ安全衛生方針の表明」「安全衛生目標の設定」「荷役作業のリスクアセスメントの実施」「安全衛生計画の作成」に取り組んでください。

○荷主等との安全衛生協議組織の設置

安全委員会、安全衛生委員会等で荷役作業における労働災害防止について調査審議してください。反復・定例的に荷の運搬を請け負う荷主等と安全衛生協議組織を設置して、荷主先での荷役作業における労働災害の防止対策について協議してください。



荷役作業における労働災害防止措置（基本的な対策）

○荷役作業の有無の事前確認

運送の都度、荷主等の事業場で荷役作業を行う必要があるか確認してください。

○保護帽、安全靴の着用等

作業内容に配慮した服装、保護帽、安全靴を着用させてください。

○自社内の荷役場所を安全に作業が行えるよう改善

自社内の荷役場所について、十分な作業スペースの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、風雨が当たらない荷役スペースの確保、安全な通路の確保等、安全に作業ができるように改善、保持してください。

○その他

陸運事業者の労働者が荷主等から不安全な荷役作業を求められた場合は、荷主等に改善を要請してください。



荷役作業の安全衛生教育の実施

荷役作業は、「運送の都度、荷の種類、積卸しのための施設・設備等が異なる場合が多く、施設・設備面の改善による安全化が図りにくい」「荷主先等において、単独または荷主等の労働者と共同で作業が行われることが多く、陸運事業者の労働者については、自社から直接、指示・支援を受けにくい」といった特徴があります。

このような特徴を踏まえ、荷役作業を行う労働者に対し、労働災害防止のための知識を付与するとともに、危険感受性を高め、安全を最優先として荷役作業に取り組むように安全衛生教育を実施することは極めて重要です。

○荷役作業従事者、または従事する予定の労働者に対する安全衛生教育（荷役作業の基本知識、ガイドラインにある荷役災害防止対策の教育）

○労働安全衛生法に基づく資格等の取得（さらに、労働者の職務の内容に応じた免許、技能講習等の計画的な取得）

○作業指揮者等に対する教育

○日常の教育（危険予知訓練等）



陸運事業者と荷主等との連絡調整

○荷役作業の実施者について書面契約の締結を推進

荷役作業による労働災害が減少しない要因として、荷役作業における陸運事業者と荷主等の役割分担が明確になっておらず、その結果として荷役作業における安全対策の責任分担も曖昧になっている場合があることが挙げられます。

このため、運送契約時に、荷役作業における陸運事業者と荷主等との役割分担を明確にすることが重要です。

こうした点を踏まえ、陸運事業者と荷主等は、荷役作業等の付帯業務について書面契約の締結を推進してください。

荷役作業における労働災害防止措置（基本的な対策）

○荷役作業の有無の陸運事業者への事前通知（「安全作業連絡書（例）」参照）

○余裕を持った着時刻の設定

荷役時間、荷待ち時間、貨物自動車運転者の休息期間、道路状況等を考慮しない荷の着時刻指定は、安全な作業手順の省略につながるおそれがあることから、着時刻の指定については、余裕を持った設定（弾力的な設定）とすること。

○荷役場所を安全に作業が行えるように改善

荷役作業を行う場所について、荷の積卸しや荷役運搬機械・荷役用具等を使用するために必要な広さの確保、床の凹凸や照度の改善、混雑の緩和、荷や資機材の整理整頓、できるだけ雨風が当たらない荷役作業場所の確保、安全な通路の確保等に努めるとともに、安全に荷役作業ができる状況を保持すること。

安全作業連絡書(例)

この安全作業連絡書は、荷の積卸し作業の効率化と安全確保を図る観点から荷主と配送先の作業環境に関する情報をあらかじめ陸運事業者の労働者であるドライバーに提供するためのものです。

発 地		着 地	
積込作業月日	月 日 ()	取卸作業月日	月 日 ()
積込開始時刻	時 分	取卸開始時刻	時 分
積込終了時刻	時 分	取卸終了時刻	時 分
積込場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラック-マヰ 3. その他 ()	取卸場所	1. 屋内 2. 屋外 1. 荷主専用荷捌場 2. トラック-マヰ 3. その他 ()
積品名			
危険・有害性	有・無 ()		
荷数量			
総重量	kg (kg/個)		
積付	1. バラ 2. パレット 3. その他 ()		
積込	作業の分担 1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同	取卸	作業の分担 1. 荷主側 2. 運送業者側 3. 荷主・運送業者共同
作業	作業人数 名	作業	作業人数 名
使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()	使用荷役機械	有・無 1. フォークリフト 2. その他 ()
免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()	免許資格等	1. フォークリフト 2. 玉掛け 3. はい作業 4. その他 ()



1 荷台等からの「墜落・転落」災害防止対策チェック項目

- 荷役作業者は、安全な作業方法を遵守すること！
- 墜落時保護用の保護帽を着用すること！
- 昇降設備の使用の徹底とあおりを立てる場合には必ず固定を！
- 荷台等への昇降時は、3点確保の徹底を！（手足4点の内の3点）

2 「動作の反動、無理な動作」による災害防止対策チェック項目

- 荷役作業を行う前に準備運動を行うこと！
- 特に、長時間の貨物自動車の運転の後には、直ちに荷役作業を行わず、少なくとも数分間は立った姿勢で腰を伸ばすこと！
- 中腰の作業姿勢など不自然な作業方法をとらないこと！
- 重量物（ロールボックスパレット等）を押す場合には、荷に身体を寄せて背を伸ばし、上体を前傾させて前方の足に体重をかけて押すこと！
- 重量の重い荷は、2人以上で扱うこと！
- できるだけ台車等を使用する！

3 「転倒」災害防止対策チェック項目

- 荷台や貨物自動車周辺の床、地面の凸凹、資材や突起物の有無を確認する！
- 荷役作業場所等の水だまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除く！
- 安全に移動出来るような荷役作業場所の整理整頓、床・地面の凹凸等のつまずき原因をなくす！後ずさり作業はしない！
- 荷役作業場所の段差をなくす、手すりの設置する、床面の防滑化！
- 台車等の使用すること！（荷物で手がふさがっていると転倒しやすくなるため）

*転倒災害の主な原因は、「滑り」「つまずき」「踏み外し」です。

4 交通労働災害防止対策チェック項目

- 交通労働災害防止に関する管理者を選任し役割・責任・権限を定めましょう。
- 目標を設定・達成するため、労働時間の管理・教育を含む安全衛生計画を作成すること！
- 改善基準を守り、適正な計画によって運転者の十分な睡眠時間等の確保に配慮した労働時間管理をすること！
- 走行の開始・終了や経路、走行時に注意を要する箇所的位置等について運行計画を作成・周知すること・させること！
- 雇い入れ教育（法定教育）、日常の教育、交通危険予知訓練（教材公表）を実施すること！
- ポスターの掲示、表彰制度、災害防止大会を開催し、運転者の意識高揚を図ること！
- 交通ヒヤリマップを作成し、活用すること！
- 作業の合間は、ストレッチなど運転時の疲労回復・腰痛防止に努めること！



5 ロールボックスパレット等による労働災害防止対策

ロールボックスパレットなどの人力運搬機による災害も多く発生しています。厚生労働省が作成した「**ロールボックスパレット使用時の労働災害防止マニュアル**」に示される「押し」「引き」「よこ押し」などの操作方法を確認するなど適切な取り扱いを行ってください。

4 安全衛生活動

- ① 職場巡視
- ② ヒヤリハット事例の収集・周知
- ③ はしご・脚立の作業前点検
- ④ 転倒災害防止

① 職場巡視

安全衛生パトロール		
実施月	令和 年 月 日	
実施者		
実施結果		
実施場所		
整理整頓	良	否
作業姿勢	良	否
保護具	良	否
作業方法	良	否
転倒しそうな箇所	有	無
不安全な状態	不安全な行動	
その他		
次回実施日	令和 年 月 日 曜日 時 分～	

② ヒヤリハット事例の収集・周知

安全衛生アンケート



1 仕事中に、怪我しそうになったことがある。
 ある ない
 ある場合は、その内容を書いて下さい。

内容

2 事業場内で転倒して怪我しそうになったことがある。
 ある ない
 ある場合は、その作業内容を書いて下さい。

内容

3 事業場で危ないと感じる場所（機械）がある。
 ある ない
 ある場合は、その内容を書いて下さい。

内容

4 改善（修理）してほしい箇所があればその内容を書いて下さい。
 例：バックヤードの照明を明るくしてほしい。
 通路の凸凹を修繕してほしい。

内容

④ はしご・脚立の作業前点検

はしごを使う前に

はしごを使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう。

作業前 8 のチェック！！

(作業前点検リスト)
 年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)
 現場名 確認担当者名

- はしごの上部・下部の固定状況を確認している
- (はしごをホルトで取付けている場合) ボルトが緩んだり腐食したりしていない
- はしごの上端を、上端床から60cm以上突出している
- はしごの立て掛け角度は、75度程度となっている
- はしごの踏みさんに、明らかな傷みはない
- はしごの足元に、滑り止め(転位防止措置)がある
- 靴は脱げにくく、滑りにくい
- ヘルメットを着用し、あごひもを締めている

※既設はしごを使うときは、チェックしましょう

「労働安全衛生法」で定められている事項

移動はしご(安衛法第528条)

- 丈夫な構造
- 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 幅は30cm以上
- すべり止め措置の取付その他転位を防止するための必要な措置



「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
 (リーフレット)も確認してください。⇒

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

脚立を使う前に

脚立を使う時は、次のチェックリストを使って、作業現場の点検をしてください。あなたやあなたと一緒に働く仲間を守るため、すべてにチェックがついた状態になってから、作業を始めましょう！

作業前 10 のチェック！！

(作業前点検リスト)
 年 月 日 天気(晴・曇・雨・雪)
 現場名 確認担当者名

- 脚立は安定した場所に設置している
- 開き止めに確実にロックをかけた
- ねじ、ピンの緩み、脱落、踏みさんの明らかな傷みはない
- ヘルメットを着用し、あごひもをしめている
- 靴は脱げにくく、滑りにくいものを履いている
- 身体を天板や踏みさんに当て、身体を安定させる
- 天板上や天板をまたいで作業をしない
- 作業は2段目以下の踏みさんを使用する(3段目以下がよりよい)
- 作業は頭の真上でしない
- 荷物を持って昇降しない

「労働安全衛生法」で定められている事項

脚立(安衛法第528条)

- 丈夫な構造
- 材料は著しい損傷、腐食等がない
- 脚と水平面との角度を75度以下とし、折りたたみ式のものは、角度を確実に保つための会員等を備える
- 踏み面は作業を安全に行うため必要な面積を有する



高さ2m以上の作業時は、墜落防止用具の使用も必要です！

「はしごや脚立からの墜落・転落災害をなくしましょう！」
 (リーフレット)も確認してください。⇒

厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

⑤ 転倒災害防止

STOP! 転倒災害

3つの転倒予防

転倒による労働災害は最も多く、全体の約**25%**
転倒によるケガの約**6割**が休業**1か月以上**のケガです！

1 作業場所の整理整頓

2 作業場所の清掃

3 毎日の運動

▶ 転倒災害は、大きく**3種類**に分けられます。
皆さまの職場にも似たような危険はありませんか？

滑り

つまずき

踏み外し

厚生労働省では「STOP! 転倒災害プロジェクト」を推進しています。
具体的な対策はこちらをチェック！

厚生労働省 **STOP! 転倒** 結果

あなたの職場は大丈夫？
転倒の危険をチェックしてみましょう！

チェック項目	<input type="checkbox"/>
1 通路、階段、出口に物を放置していませんか？	<input type="checkbox"/>
2 床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか？	<input type="checkbox"/>
3 通路や階段を安全に移動できるように十分な明るさ（照度）が確保されていますか？	<input type="checkbox"/>
4 靴は、すべりにくくちょうど良いサイズのものを選んでいませんか？	<input type="checkbox"/>
5 転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか？	<input type="checkbox"/>
6 段差のある箇所や滑りやすい場所などに、注意を促す標識をつけていませんか？	<input type="checkbox"/>
7 ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していませんか？	<input type="checkbox"/>
8 ストレッチや転倒予防のための運動を取り入れていますか？	<input type="checkbox"/>
9 転倒を予防するための教育を行っていますか？	<input type="checkbox"/>

チェックの結果は、いかがでしたか？
問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

労働安全衛生法第66条の5

労働安全衛生法に基づく健康診断実施後の措置について



健診年月日	○年 ○月○日
医師の診断	要観察
健康診断を実施した医師の氏名 ^①	○○ ○○
医師の意見	就業制限 時間外労働の制限
意見を述べた医師の氏名 ^②	○○ ○○

● 健康診断実施後の措置

働く方が職業生活の全期間を通して健康で働くことができるようにするためには、事業者が働く方の健康状態を的確に把握し、その結果に基づき、医学的知見を踏まえて、働く方の健康管理を適切に講ずることが不可欠です。

5 熱中症対策

(発汗作業に関する措置)

労働安全衛生規則 第617条

事業者は、多量の発汗を伴う作業場においては、労働者に与えるために、**塩及び飲料水を備えなければならない。**

STOP! 熱中症

令和4年5月～9月

クールワークキャンペーン

— 熱中症予防対策の徹底を図ろう —

職場における熱中症により、毎年約20人が亡くなり、約600人が4日以上仕事を休んでいます。夏季を中心に「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、職場での熱中症予防に取り組みましょう!



労働災害防止キャラクター **チーイーカン**

事業場では、期間ごとの実施事項に重点的に取り組んでください。

●実施期間：令和4年5月1日から9月30日まで（準備期間4月、重点取組期間7月）



キャンペーン期間（5月1日～9月30日）

確実に実施できているかを確認し、にチェックを入れましょう!

準備期間（4月1日～4月30日）	
<input type="checkbox"/> WBGT値の把握の準備	<p>JIS 規格「JIS B 7922」に適合したWBGT指数計を準備しましょう。</p> 
<input type="checkbox"/> 作業計画の策定など	<p>WBGT値に応じて、作業の中止、休憩時間の確保などができるよう余裕を持った作業計画をたてましょう。</p> 
<input type="checkbox"/> 設備対策・休憩場所の確保の検討	<p>簡易な屋根の設置、通風または冷房設備やミストシャワーなどの設置により、WBGT値を下げる方法を検討しましょう。 また、作業場所の近くに冷房を備えた休憩場所や日陰などの涼しい休憩場所を確保しましょう。</p> 
<input type="checkbox"/> 服装などの検討	<p>通気性の良い作業着を準備しておきましょう。身体を冷却する機能をもつ服の着用も検討しましょう。</p> 
<input type="checkbox"/> 教育研修の実施	<p>熱中症の防止対策について、教育を行いましょ。</p>  <p style="font-size: x-small; border: 1px solid blue; border-radius: 10px; padding: 2px; display: inline-block;">迷わず救急車を呼びましょう!</p>
<input type="checkbox"/> 労働衛生管理体制の確立	<p>衛生管理者などを中心に、事業場としての管理体制を整え、必要なら熱中症予防管理者の選任も行いましょう。</p>
<input type="checkbox"/> 発症時・緊急時の措置の確認と周知	<p>体調不良時の休憩場所や状態の把握、悪化時に搬送する病院や緊急時の対応について確認を行い、周知しましょう。</p> 